

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日（木）

厚生労働省社会・援護局（援護）

## 資料目次

	頁
第1 平成23年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	2
第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	3
第4 中国残留邦人等に対する支援について -----	5
第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について -----	11
第6 遺骨帰還等慰霊事業について -----	12
第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	15
第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する 法律案について -----	17
第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について -----	18
第10 平成23年度における援護年金額について -----	19
第11 援護年金に係る受給権調査等について -----	20
第12 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	21
第13 旧令共済組合員に係る履歴証明等について -----	22
第14 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	23

## 参 考 資 料 目 次

		頁
第1	平成23年度予算（案）事項別内訳（援護企画課）	27
第2	平成23年度援護関係主要行事予定表（案）（ 〃 ）	30
第3	昭和館について（ 〃 ）	31
第4	しょうけい館について（ 〃 ）	32
第5	戦傷病者特別援護法関係統計表（ 〃 ）	33
第6	中国残留邦人等の数（中国孤児等対策室）	34
第7	中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート（ 〃 ）	35
第8	中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧（ 〃 ）	36
第9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移（ 〃 ）	37
第10	中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画（ 〃 ）	38
第11	地域別戦没者概見図（外事室）	42
第12	平成22年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施状況（ 〃 ）	43
第13	平成23年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施予定地概見図（ 〃 ）	44
第14	都道府県別DNA鑑定結果（ 〃 ）	45
第15	戦没者遺骨の伝達実績（ 〃 ）	46
第16	平成23年度における援護年金の額の改定（援護課・審査室）	47
第17	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）請求受付状況について（ 〃 ）	48
第18	戦没者の父母に対する特別給付金（第二十四回特別給付金）請求書受付状況調（ 〃 ）	49
第19	都道府県別援護年金受給者数（審査室）	50
第20	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表（業務課）	51
第21	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表（中国孤児等対策室）	53
	（調査資料室）	
第22	旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数（調査資料室）	54

# 說 明 資 料

# 第1 平成23年度社会・援護局援護関係予算案について

【22年度予算】

【23年度予算案】

46,140百万円

→

42,808百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 33,150百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,658百万円

## 1 援護年金

31,132百万円 → 27,060百万円  
(受給人員 16,455人 → 14,531人)

## 2 戦没者慰霊事業の推進

1,402百万円 → 2,234百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 174百万円 → 1,160百万円

※遺骨帰還関係経費150百万円→1,110百万円、慰霊巡拝関係経費24百万円→50百万円

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する（22年度補正予算にて約1.9億を措置。合計13.6億円）

(1) 遺骨帰還等 874百万円 → 1,766百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円

(うち、洋上慰霊経費 154百万円 → 0百万円)

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 132百万円 → 133百万円

## 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給

0 →

43百万円

(支給事務費)

## 4 中国残留邦人等の援護等

11,536百万円 → 11,703百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,371百万円 → 11,506百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 165百万円 → 197百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※本主管会議資料において、平成23年度予算案に関する記載は、国会審議過程において修正の可能性が有る。

## 第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設であり、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設であり、昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載するとともに、両館の来館者の促進につとめているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

### 第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

#### (1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

#### ① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

#### ② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のもので対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のもので実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

## ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

### (2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされている。

現在、関係省庁等と協議を行いつつ、その具体的な内容を検討しているところ。



## 第4 中国残留邦人等に対する支援について

中国残留邦人等に対しては、平成19年における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、3年目を迎えたところである。

昨年10月に公表した「中国残留邦人等実態調査」の結果では、新たな支援策の満足度について、74.9%の帰国者が「満足」または「やや満足」と答え、具体的に良くなったと思う点については、「役所・福祉事務所の対応がよくなった」と答えた帰国者が31.8%いる。

このように、皆様のご協力のもと、支援策は順調に浸透しつつあるが、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、需要に応じた地域での生活支援などについてきめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要がさらに高まっていることから、平成20年3月31日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、公営住宅管理部局との十分な連携を図るなどし、良質な住環境の確保にもご協力をお願いしたい。

### 【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

## I 支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付制度は、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと施行され、平成22年11月末現在で被支援世帯数は4,741世帯（福祉行政報告例）となっている。

支援給付制度は、支援法第14条第4項において、この法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされているが、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしている。このことから、支援給付施行事務の運用にあたっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれている事情を把握・理解し、懇切丁寧な対応、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願いしたい。

## 1. 平成23年度の支援給付実施要領等の改正について

### (1) 訪問調査活動の明記について

支援給付費を支給する上で、被支援者の生活状況や必要なニーズを把握し、必要な支援を行うためには訪問調査は欠かせないものであることから、実施機関が被支援者に対し少なくとも年1回は訪問調査を実施し、被支援者と面接して世帯の状況を把握するようお願いしているところであるが、この旨を実施要領に明記することとしている。

### (2) 生活保護制度と同様の改正について

平成23年度に予定されている生活保護制度と同様の改正を行うこととしている。

#### <生活保護制度の主な改正事項等>

- ・生活扶助一般基準の据え置き
- ・子ども手当の3歳未満の増額に伴う対応

・生活扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施

なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課及び保護課自立推進・指導監査室の主管課長会議資料を参照願いたい。

## 2. 年金額等の引下げに伴う留意点について

平成23年4月から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が0.4%引き下げられることとなる。

これを受け、被支援者が受給する年金額が、平成23年6月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

- ① 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引き下がることにより、控除額の変更を要すること。
- ② 特定中国残留邦人等本人に支給される上記①の額を超える公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。
- ③ 特定中国残留邦人等の配偶者に支給される公的年金について、収入認定される額の変更を要すること。

なお、収入認定の際には、被支援者の年金振込通知書等により金額を確認すること。

(参考 1)

- ・ 国民年金（老齢基礎年金（満額）：1人分）  
（平成22年度（月額））                      （平成23年度（月額））  
66,008円                      →                      65,741円（▲267円）

(参考 2)

年金と同様の引下げが行われる給付で留意が必要なもの。

- ・ 母子家庭・父子家庭などに対する給付の児童扶養手当
- ・ 障害者などに対する給付の特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する給付の健康管理手当等

### 3. 医療支援給付のレセプトの電子化について

支援給付担当部署における医療支援給付レセプトの電子化への対応については、レセプトをオンライン受領するための体制の整備について生活保護担当部署と連携を図り、レセプトのオンライン化への移行が円滑に進むようお願いしてきたところである。

平成23年度から電子レセプトが導入されることによって、都道府県等本庁及び各実施機関において、電子化された医療レセプトを基に、管内全体や医療機関別、支援給付受給者別の医療費分析、傷病分析など、多彩な統計・分析機能を用いた確かな現状分析が可能となるとともに、医療支援給付の適正化に向けた取組や支援給付受給者に対する受診指導等に活用することができるため、生活保護担当部署と連携を図りつつ積極的な取組をお願いする。

なお、医療レセプトの電子化への対応については、当局保護課の主管課長会議資料も併せて参照願いたい。

## Ⅱ 支援給付施行事務の監査

支援法第14条第4項の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定により、平成21年度より支援給付施行事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施しているところであり、平成23年度以降も引き続きご協力をお願いしたい。

支援給付施行事務の監査は、支援給付実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようよろしくお願いしたい。

### 1 厚生労働省が実施する監査

#### (1) 平成22年度の監査結果

平成22年度は、21都府県市において実地監査を実施し、それ以外の道府県市については書面監査を実施している。

今年度のこれまでの監査結果では、①申請時の訪問を行わないまま支援給付の開始手続を行っている事例、②1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されず、生活実態等の把握ができていない事例、③課税状況調査が適切に実施されていない事例、④継続して医療を受診している者で医療要否意見書の徴取がされていない事例等が多く認められたので、同様の問題があると認められる実施機関については、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

なお、これら厚生労働省が実施した監査で問題の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、お示ししたいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市で行う監査等の参考としていただきたい。

<平成22年度の実地監査実施地（21都府県市）>

堺市、神奈川県、川崎市、富山県、福井県、さいたま市、名古屋市、千葉県、

大分県、長野県、青森県、福島県、広島市、沖縄県、岡山県、高知県、熊本県、埼玉県、奈良県、京都府、東京都

(2) 平成23年度における監査計画等

また、平成23年度の実地監査については、19都道府県市を予定している。各都道府県・指定都市から提出いただく事前協議資料に基づき、平成21年度及び平成22年度に実地監査を実施した都道府県市を除いた中から、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域間でのバランス等を勘案のうえ選定することとしており、本年4月中にお知らせしたいと考えている。

(3) 支援給付施行事務監査資料の見直し

支援給付施行事務監査資料については、今年度の監査実施状況等を踏まえて、資料提出にあたり照会が多かった事項等について、記載方法を見直すなどの様式変更を検討しているところであり、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で期限までに提出するようお願いしたい。

(4) 監査関係提出資料等

- ・事前協議資料：平成23年4月8日提出（予定）
- ・都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成23年5月末提出
- ・支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出  
書面監査対象地は決定次第連絡する

※提出期限については遵守願いたい。

## 2 支援給付適正実施推進事業

支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているため、平成23年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

## Ⅲ 支援・相談員について

支援・相談員は、日本語が不自由など中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、実

施機関において支援給付事務を行う職員の補助業務、支援給付受給家庭への同行訪問や単独での、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の相談を行うなど、支援給付制度の円滑な運営に不可欠だけでなく、中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。

そのため、支援・相談員の確保に努め、特に、支援・相談員が実施機関に未配置のため、実質的な支援ができないなどの支障を来さないよう配慮をお願いしたい。

また、中国残留邦人等の支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質向上に努めるとともに、各実施機関、本庁においては、支援・相談員を通じて把握した中国残留邦人等のニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう必要な支援の実施を引き続きよろしくをお願いしたい。

#### IV 中国残留邦人等地域生活支援事業について

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を実施していただいております。中国残留邦人等からも好評であると聞いている。

他方、一部の地域では、地域生活支援事業の未実施、又は事業は実施しているものの、周知が不十分なため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない事例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りをお願いしたい。

また、国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」（全国7カ所に設置）では、地域で暮らす中国残留邦人等の日本語学習支援や相談事業、地域住民との交流事業等を実施しているほか、各都道府県・市区町村が実施する地域生活支援事業を促進する観点から、地域支援コーディネーターを配置し、各都道府県・市区町村が行う事業に対する協力等を行っているため、日本語教室や交流事業の実施に際しては、中国帰国者支援・交流センターとも積極的に連携されたい。

## 第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止 について

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経つと、申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

このため厚生労働省では、平成23年度より、時効失権防止のためのポスターやリーフレットの作成及び配布、ホームページ等での周知を行う予定である。

については、各都道府県におかれても、管内自治体及び関係機関・関係施設への周知について、ご協力をお願いしたい。

また、今後、「対象予定者名簿」の作成時点で消息不明の者について、各都道府県のご協力を得て調査することも検討しているので、その際はご協力をお願いしたい。

なお、一時金申請に関し照会・相談があった場合には、適切な助言・指導をお願いするとともに、必要に応じ厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室まで案内頂くようお願いしたい。

## 第6 遺骨帰還等慰霊事業について

### (1) 遺骨帰還

#### ア 南方地域等における戦没者の遺骨帰還

平成23年度においては、これまでの間に寄せられた残存遺骨情報に基づき、民間団体の協力を得ながら、8地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、インド、モンゴル（ノモンハン）沖縄・硫黄島）において実施するほか、確度の高い情報等が得られた場合には、緊急的な派遣を行うこととしている。

#### ◎ 海外未送還遺骨の情報収集事業

戦後60数年を経過し、遺骨情報も減少し、遺骨帰還が困難な状況になりつつあるため、平成18年度からフィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島及びインドネシアにおいて未送還遺骨の情報収集事業を実施している。

なお、フィリピンについては、一部に比人の遺骨が含まれているのではという指摘を受け、受託団体による現地での遺骨収容事業を中断しており、事実関係の確認を含め検証を進めているところである。この検証の結果、改善すべきところがあれば改善を行った上で事業を再開することとしている。

#### ◎ 硫黄島における状況

硫黄島からの遺骨帰還については、政府一体となって取り組むため、菅内閣総理大臣の指示により、平成22年8月10日付けで「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置されたところ。平成22年12月の遺骨収容・調査において、米国資料情報に基づく収容場所が集団埋葬地である可能性が高いことを確認し、平成22年度には822柱の御遺骨を収容したところ。平成23年度からは、「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業」として、硫黄島からの遺骨帰還の取組を強化することとしている。



イ ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還

平成3年度から実施。平成22年12月末までに17,293柱の遺骨を送還したところである。

平成23年度においては、ロシア連邦4地域（ザバイカル地方、沿海地方、アムール州、イルクーツク州）において実施することとしている。

ウ 都道府県に遺族、団体、協力者等から埋葬地など遺骨に関する情報が寄せられた場合には、援護企画課外事室に、随時、御連絡願いたい。

(2) 慰霊巡拝

ア 南方地域等

旧主要戦域となった地域における遺族を対象として実施しているところであり、平成23年度においては、7地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、中国、硫黄島）について実施することとしている。

イ 旧ソ連地域

これまで、埋葬場所が特定されている地域を中心に実施してきたが、平成15年度からは埋葬場所の特定の有無にかかわらず各地方・州毎に広く遺族の参加を募っており、平成23年度においては、ロシア連邦等5地域（ハバロフスク地方、沿海地方、アムール州、グルジア、モンゴル）について実施することとしている。

ウ 参加遺族の募集

同事業の実施にあたり、都道府県においては、参加遺族の推薦方よろしく願いたい。

なお、参加遺族の募集にあたっては、既に、各都道府県援護主管課宛の事務連絡により、実施予定地域毎の実施時期、派遣予定人員をお知らせしたところである。ついては、都道府県及び市区町村の広報誌等への掲載等、広く周知を図っていただくようご協力願いたい。

### (3) 慰霊碑の建立

#### ア 戦没者慰霊碑の管理

硫黄島及び海外旧主要戦域14か所に建立している戦没者慰霊碑については、現地の関係機関等と委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。

なお、経年により劣化が見受けられる慰霊碑については、順次、補修を行っており、平成23年度においては、ミャンマーの「ビルマ平和記念碑」等2ヶ所の補修調査を行うこととしている。

#### イ ソ連抑留中死亡者の小規模慰霊碑

平成12年度以降、旧ソ連地域において、順次計画的に小規模な慰霊碑を建立することとしており、平成23年度においては、2か所に建立する予定である。

## 第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

### (1) DNA鑑定

平成11年度から同21年度までに旧ソ連地域等から遺骨を送還し、当局保管の死亡者名簿等から推定できる関係遺族約8,300人に対して、「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を案内し、約1,600人から申請があり、平成23年1月末までに身元が判明した遺骨795柱を順次遺族に返還している。

なお、平成22年度に帰還した遺骨に係る関係遺族への「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」は平成23年度内に送付する予定である。

#### 【参考】

平成15年3月に取りまとめられた「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会報告書」を踏まえ、平成15年度から、遺骨から有効なDNAを抽出できること、埋葬者資料等が残っていることなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して国費によりDNA鑑定を実施している。

#### [一定の条件]

- ① 遺骨の身元を推定できる資料（例えば遺留品、埋葬地資料、確度の高い証言等）から、戦没者及び関係遺族を相当程度推定できること
- ② 遺族が遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ③ 遺骨からDNA鑑定に有効なDNAを抽出することが可能であること

### (2) 遺骨及び遺留品の伝達

遺骨及び遺留品については、平成3年度以降の旧ソ連抑留中死亡者の遺骨帰還及びDNA鑑定の進展に伴い、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

都道府県職員が厚生労働省において遺骨等を受領できるように地方自治法附則第10条の規定に基づき各都道府県に対して旧軍関係調査事務等委託費で予

算措置を行っているが、伝達数が複数あること及び日程調整が可能な場合、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、随時ご相談願いたい。

なお、都道府県庁において記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

(参考)

1 平成3年度以降の遺骨伝達件数（平成23年1月末現在）

・旧ソ連	795柱
・モンゴル	369柱
・その他の地域	25柱
合 計	1,189柱

2 過去5年間の遺留品特定等件数（平成23年1月末現在）

・受付数	1,043件
・特定数	352件

# 第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について

## 1. 法案の概要

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するための改正法案を、本年の通常国会に提出中(平成23年10月1日施行)。

(1) 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。

(2) 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※) 平病死・・・障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

## 2. 新たな時効失権防止対策について(運用事項)

今回の改正による新たな支給対象者に対して、国において確認できる事項をあらかじめ印字した請求書を作成し、個別案内に同封することを予定。

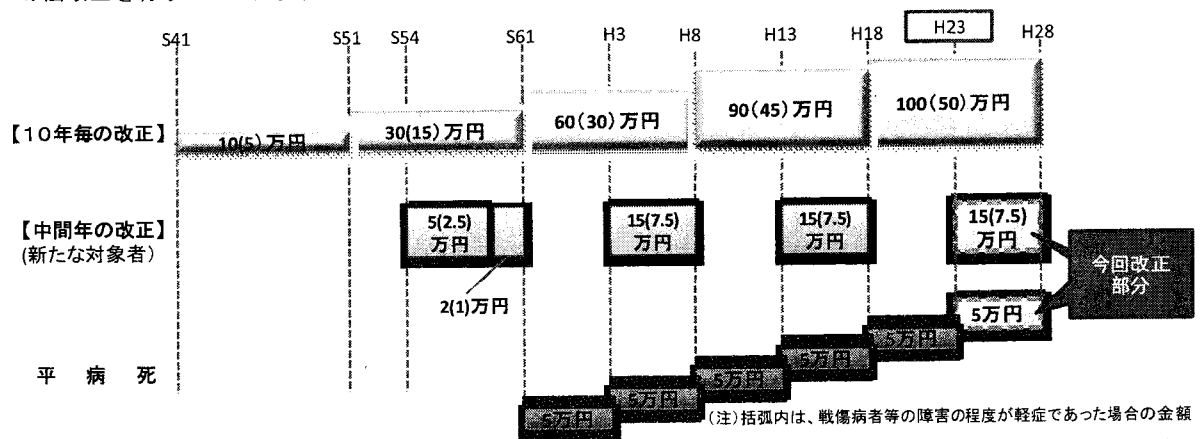
### 【参考：戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

#### 1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給(昭和41年に制度創設)。
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

#### 2. 今回の改正の趣旨

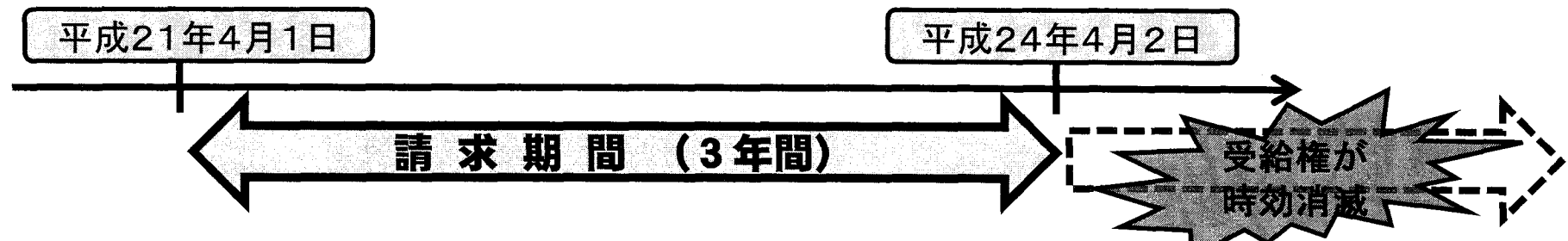
- これまで10年毎に行われてきた法改正の他に、中間年において、新たに対象者となった者等に対して特別給付金を支給するための改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



## 第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について

### 現 状

- 平成21年4月1日から受付を開始した戦没者の遺族に対する特別弔慰金については、請求期間は3年間(平成24年4月2日まで)。



- 平成21年7月に厚労省から恩給等の失権者の遺族に個別案内を実施。

### 依頼事項

- 平成23年度は請求期間の最終年度であり、受給権者と思われる遺族で未請求の者に対し、是非、個別の制度案内を行っていただきたい。



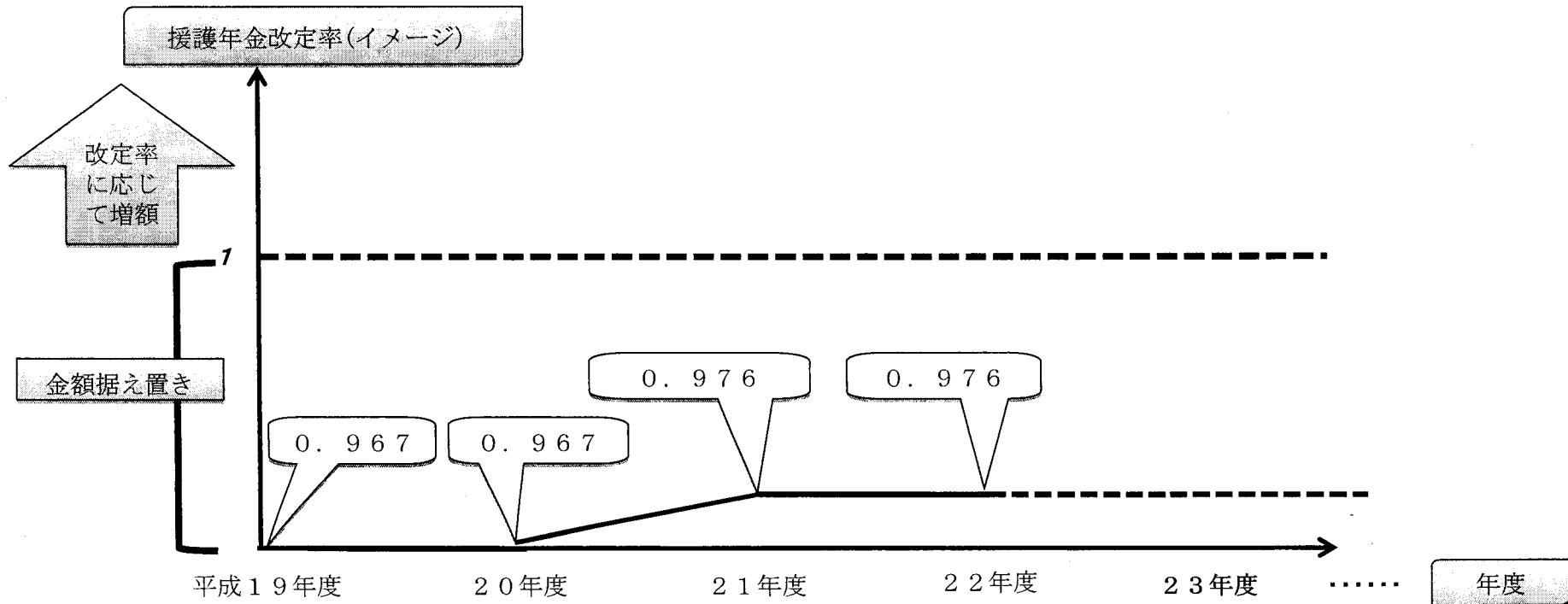
- 国において、ポスター等を作成し送付するので、都道府県においてご活用いただくとともに、各都道府県においても、自治体の広報紙等を活用した広報活動について、なお一層努力していただきたい。

## 第10 平成23年度における援護年金額について

### ○ 援護年金額は、公的年金の引上率による自動改定

- ・ 平成19年度より、援護年金額は、恩給と同様に、公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組み。
- ・ 仮に公的年金の引上率が「1」以下であれば、援護年金額は据え置き。

※ 平成22年平均の全国消費者物価指数は、対前年比でマイナス0.7%。



## 第11 援護年金に係る受給権調査等について

### 1 受給権調査の実施について

受給権調査は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により実施しているが、確認ができない住基ネット不参加自治体居住者及び外国居住者について、次により実施することとする。

#### （1）調査の目的

平成23年4月1日における援護年金受給者等の現況を確認し、援護年金の支給を適正に行うことを目的とする。

#### （2）調査の方法

ア 住基ネット不参加自治体居住者については、当該自治体あてに受給者リストを送付し、住民票記載事項証明を依頼する。

イ 外国居住者については、在留証明書（または居住証明書）の提出を求める文書を厚生労働省から受給者あてに直接郵送する（3月下旬発送予定）。

受給者は、4月28日までに在留証明書等を厚生労働省に提出する。

#### （3）その他

受給権調査の実施要領については、3月下旬に都道府県あて通知する。

### 2 「援護年金受給者のしおり」の送付時期について

「援護年金受給者のしおり」については、3月下旬に都道府県あて一括送付するので、管内の市区町村及び戦傷病者・戦没者遺族相談員への配付方よろしくお願いする。

なお、受給者に対しては、平成23年度の「支給通知書」を同封の上、5月下旬に送付する予定である。



## 第12 旧陸海軍関係恩給進達事務等について

### 1 恩給請求進達事務

旧軍人等からの各種恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、現在もなお年間約400件の請求があり、進達を行っている。

各都道府県におかれては、これらの請求者がいずれも高齢者であることに配慮され、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

### 2 各種恩給未請求者の請求促進

旧軍人等の中には、恩給受給権を有しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられる。関係者の高齢化が進んでいることから、都道府県におかれては、今後とも一層懇切丁寧な対応に努められるとともに、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

### 3 援護関係映像資料の保管状況調査の実施

当課援護情報管理室では、戦後70周年に向けて、援護行政に有益な「映像資料等」について、援護関係人事資料等とともに保存・継承するための検討を行っている。

その一環として平成20年度から3か年計画にて各都道府県及び各都道府県内の図書館・資料館等における映像資料の保管状況等の実態調査を行ってきたところであるが、貴重な資料が発掘されており平成23年度においても引き続き調査を実施したいと考えているので、各都道府県の御協力をお願いしたい。

## 第13 旧令共済組合員に係る履歴証明等について

### 1 旧令共済組合員に係る履歴証明事務

旧陸軍軍属にかかる履歴証明事務については一部を除き、都道府県の証明とされており、日本年金機構からの履歴証明依頼は、今年度も4,000件を超える件数が見込まれる。

都道府県が行う証明については、当室保管資料を添付のうえ、出来る限り早期に証明依頼を行うこととするので、当該都道府県におかれては、証明の有無にかかわらず、依頼を受けてから遅くとも2ヶ月を目途に当室に回答されるようお願いしたい。

また、例年行われている援護法等施行事務研修会を来年度も実施することとしているが、来年度の研修会においても、履歴証明が困難なケースの履歴作成について、具体的な事例を用いて詳しく説明することとしている。

なお、厚生年金保険法に係る履歴証明発行依頼について、申請者及び遺族より都道府県に照会があった場合には、最寄りの年金事務所あて申請するよう指導願いたい。

### 2 人事関係資料の照会

#### (1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照のうえ依頼されたい。

なお、当室保管の海軍資料の中に「旧陸軍」軍人軍属在籍の記録が含まれている場合もあるので、その場合においては、当室に照会されるよう念のため申し添える。

#### (2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導されたい。

## 第14 旧ソ連抑留者等の資料調査について

### 1 抑留中「死亡者」の資料

(1) 旧ソ連抑留中死亡者については、平成3年以降、ロシア側より約4万1千人の死亡者名簿等の提供を受け、その翻訳名簿を厚生労働省ホームページに掲載している。

また、提供された資料と日本側資料との照合調査を行い、一昨年までに死亡者約5万3千人のうち、約3万2千人を特定してきたところである。

(2) 昨年、ロシア国立軍事古文書館より約70万枚の旧ソ連抑留者登録カードを入手し、日本側資料による未特定の死亡者との照合調査を行っており、これまでに新たな1,603人(平成23年1月末現在)を特定したところである。

(3) 特定できた者については、その遺族に資料の記載内容をお知らせしており、各都道府県においては、引き続き、当該者の遺族調査等にご協力願いたい。

(4) また、これまで提供を受けた資料では特定できない者がいることから、ロシア側に対し更なる資料調査・提供を要請している。今後、新たな資料を入手し調査の結果、特定できた場合にはこれまでと同様、遺族調査等にご協力願いたい。

(参考) 旧ソ連抑留中死亡者資料の進捗状況(平成23年1月末現在)

日本側資料による旧ソ連抑留中死亡者数	約 53,000人
うち 特定された死亡者	約 34,000人
資料未提供等により未特定の者	約 19,000人

### 2 抑留「帰還者」の資料

抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約47万人分、モンゴル政府より約1万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその遺族が希望する場合には、当該資料を提供することとしているので、各都道府県に問い合わせがあった場合は、当室あて直接照会するようご案内願いたい。

# 参 考 资 料

## 第1 平成23年度予算(案) 事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成22年度	平成23年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算(案)	増 減 額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,566	33,149,724	▲ 3,679,832	
(項) 厚生労働本省共通費	4,321	3,880	▲ 441	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	4,321	3,880	▲ 441	
(項) 遺族及留守家族等援護費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	32,991,682	28,754,086	▲ 4,237,596	
援護審査会経費	1,578	1,487	▲ 91	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	31,256,637	27,187,899	▲ 4,068,738	援護年金の支給 31,132百万円 → 27,060百万円
戦傷病者特別援護経費	842,975	662,322	▲ 180,653	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しよけい館の運営費) 166百万円 → 164百万円
				2 医療費の支給 515百万円 → 394百万円
				3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 29,400円 → 29,400円 ・葬祭費 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者留守家族等援護経費	49,743	25,293	▲ 24,450	葬祭料 単価 201,000円 → 201,000円
未帰還者に関する特別措置経費	643	531	▲ 112	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	384,083	435,003	50,920	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 (支給事務に要する経費等) 0 → 43百万円
昭和館等に係る経費	456,023	441,551	▲ 14,472	昭和館運営費 443百万円 → 429百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	1,402,206	2,233,658	831,452	
戦没者遺骨処理等諸費	873,656	1,766,271	892,615	※平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 1,160百万円
				1 遺骨帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥インド ⑦沖縄 ⑧硫黄島 ⑨モンゴル ○旧ソ連地域(⑩ザバイカル地方 ⑪アムール州 ⑫沿海地方 ⑬イルクーソク州)
				2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ ⑤インドネシア ⑥中国 ⑦モンゴル ⑧硫黄島 ○旧ソ連地域(⑨ノバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪アムール州 ⑫グルジア)
				3 慰霊碑の補修等
				4 遺骨・遺留品の伝達
				5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	528,550	467,387	▲ 61,163	1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円 (14地域) (14地域+3地 域) うち、洋上慰霊経費(22年度限り) 154百万円 → 0
				2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 58百万円 → 47百万円

事 項	平成22年度	平成23年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
(項) 中国残留邦人等支援事業費	2,066,952	1,848,245	▲ 218,707	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	2,060,013	1,848,245	▲ 211,768	
中国残留邦人等に対する生活支援	966,168	809,605	▲ 156,563	・酒類の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 403百万円 → 301百万円
定着自立援護	479,353	462,481	▲ 16,872	・「支援・相談員」の配置 502百万円 → 446百万円
帰国受入援護	562,539	534,061	▲ 28,478	・永住帰国見込世帯人員 26世帯99人 → 22世帯 82人
身元調査等	51,953	42,098	▲ 9,855	・一時帰国見込世帯人員 137世帯235人 → 127世帯 222人
北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	6,939	0	▲ 6,939	・訪中調査対象孤児数 34人 → 24人
(項) 恩給進達等実施費	364,395	309,855	▲ 54,540	・訪日調査対象者数 5人 → 4人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	364,395	309,855	▲ 54,540	
資料整備諸費	298,977	255,860	▲ 43,117	1 援護関係資料の移管・整備の促進等 192百万円 → 255百万円
援護関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費	1,152	1,152	0	2 画像情報検索システム改修経費(22年度限り) 104百万円 → 0百万円
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	4,268	3,377	▲ 891	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	59,998	49,466	▲ 10,532	

社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
中国残留邦人等に対する生活支援	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度	平成23年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算(案)	増 減 額	
援護関係合計	46,140,492	42,807,707	▲ 3,332,785	
社会・援護局(援護)計上分	36,829,556	33,149,724	▲ 3,679,832	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

(参考) 平成23年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
(項) 遺族及留守家族等援護費	448,103	460,842	12,739	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	443,239	455,978	12,739	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	71,627	68,749	▲ 2,878	
(目細)留守家族等援護事務委託費	32,959	32,317	▲ 642	1 留守家族等援護 124千円 2 未帰還者特別措置 166千円 3 戦傷病者特別援護 32,027千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	338,653	354,912	16,259	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	12,354	17,790	5,436	
(目)旧軍関係等調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	6,230	3,187	▲ 3,043	
(目)遺骨収集等委託費	6,124	14,603	8,479	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	678,844	620,776	▲ 58,068	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	439	439	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	678,405	620,337	▲ 58,068	「支援・相談員」の配置 445,916千円
(項) 恩給進達等実施費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	44,902	35,367	▲ 9,535	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	9,069	5,462	▲ 3,607	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	35,833	29,905	▲ 5,928	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	
(項) 生活保護費	8,749,409	9,190,044	440,635	
(目)生活保護費等負担金	8,749,409	9,190,044	440,635	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	8,749,409	9,190,044	440,635	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(項) 地域福祉推進費	561,527	467,939	▲ 93,588	
(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金	561,527	467,939	▲ 93,588	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成22年度 予 算 額	平成23年度 予 算(案)	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,495,139	10,792,758	297,619	
社会・援護局(援護)計上分	1,184,203	1,134,775	▲ 49,428	
社会・援護局(社会)計上分	9,310,936	9,657,983	347,047	

## 第2 平成23年度 援護関係主要行事予定表（案）

主 要 行 事	23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月
[式 典]												
千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式		○(30日)										
全国戦没者追悼式					○(15日)							
援護事業功労者厚生労働大臣表彰									○(上旬)			
[慰霊事業]												
遺 骨 帰 還		← →										
慰 霊 巡 拝		← →										
遺 骨 伝 達	←											→
[中国孤児等対策]												
全国担当者会議		○										
孤児情報公開（肉親情報収集）						← 未定 →						
訪日対面調査								← 未定 →				
[事務打合せ等会議]												
援護システム操作研修会	○											
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の 施行事務打合せ会		← 調整中 →										
援護関係施行事務研修会			○									
援護事務主管課長会議												○(上旬)



# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

7階	常設展示室(戦中の人々の暮らし)
昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示	
6階	常設展示室(戦後の人々の暮らし)
昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示	
5階	映像・音響室
当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPLレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。	
4階	図書室
当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる	
3階	会議室
2階	広場
特別企画展などを開催 憩いの場	
1階	懐かしのニュースシアター
戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)	

特別企画展等(平成11年から毎年開催)	
平成22年3月～5月	館蔵名品展～版画に描かれた昭和の風景～
平成22年7月～8月	終戦65周年記念 銃後の人々と、その戦後～出征遺家族の資料を中心として～
平成22年12月～平成23年3月	石川光陽写真展(東京ステーションギャラリーとの共催)
平成23年3月～5月(予定)	ポスターに見る戦中・戦後(仮)
巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)	
平成22年10月16日～24日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(三重県)
平成22年10月30日～11月7日	語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山形県)
平成23年10月(予定)	愛媛県・山口県

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1
開館時間	10:00～17:30 (入館17:00まで)
休館日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
アクセス	地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホームページ	<a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a>

# 第4 しょうけい館 について

## ●設置目的

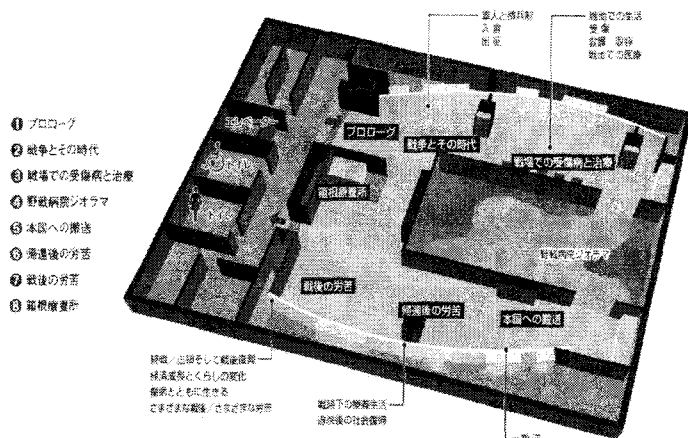
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## ●事業の概要

- 1 展示事業    2 図書映像資料等閲覧事業    3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

企画展	
平成22年3月～5月	あふれる想い、伝える言葉～戦傷病者とその家族等が綴る体験記展～
平成22年7月～9月	昭和の夫婦～“戦傷病者の妻”が生きた時代～
平成23年3月～5月(予定)	ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀 -戦傷病者とその家族が語る人生の歩み-(仮)

企画上映会	
平成22年9月～12月	新収録映像企画上映会
平成23年9月(予定)	新収録映像企画上映会(仮)

場 所	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル
開館時間	10:00～17:30(入館は午後17:00まで)
休 館 日	月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始
ア ク セ ス	地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.shokeikan.go.jp

## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

項目	援護の内容	摘要
1 戦傷病者手帳の交付（第4条）	軍人軍属等で公務上の傷病により一定程度の障害を有する者等に交付	交付人員 29,673人 (平成22年4月1日現在)
2 療養の給付又は療養費の支給（第10条、第17条）	公務上の傷病につき療養を必要とする者に給付（支給）	療養患者数 718人 (平成22年4月1日現在)
3 療養手当の支給（第18条）	1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない者に支給（月額29,400円）	受給者 2人 (平成22年4月1日現在)
4 葬祭費の支給（第19条）	療養の給付を受けている者が死亡した場合にその遺族に支給（201,000円）	支給件数 18人 (平成21年度)
5 更生医療の給付（第20条）	職業能力等の回復、向上のための手術が必要な者に給付	給付件数 0件 (平成21年度)
6 補装具の支給及び修理（第21条）	一定程度以上の障害を有する者に義肢、車椅子等を支給（修理）	支給修理件数 341件 (平成21年度)
7 国立保養所への収容（第22条）	重度戦傷病者の国立保養所への収容	入所者数 0人 (平成22年4月1日現在)
8 旅客会社等の乗車船についての無賃取扱い（第23条）	障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする（予算措置は国土交通省）	乗車券引換証交付人員 14,874人 (平成21年度)
9 戦傷病者相談員（第8条の2）	戦傷病者の生活等の相談に応じ、援護のために必要な指導を行う（謝金 年額25,100円）	戦傷病者相談員数 811人 (平成22年5月25日現在)

## 第6 中国残留邦人等の数

### (1) 中国残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

#### ア 孤児の肉親調査

孤児総数 2, 816人

うち身元判明者 1, 283人

#### イ 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6, 656人 (家族を含めた総数 20, 816人)

うち孤児 2, 551人 ( " 9, 364人)

うち婦人等 4, 105人 ( " 11, 452人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 547世帯、婦人等4, 105世帯、計6, 652世帯である。

#### ウ 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 5, 799人 (家族を含めた総数 9, 684人)

うち孤児 1, 285人 ( " 2, 521人)

うち婦人等 4, 514人 ( " 7, 163人)

(注) 一時帰国者の中には、

再一時帰国者 1, 517人 (孤児463人) が含まれている。

### (2) 樺太等残留邦人の状況 (平成23年2月1日現在)

#### ア 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 97人 (家族を含めた総数 244人)

うち樺太 78人 ( " 199人)

うち旧ソ連本土 19人 ( " 45人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である親族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は92世帯である。

#### イ 一時帰国の状況

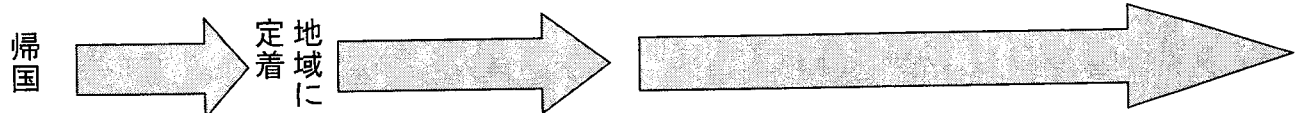
一時帰国の延人数 1, 944人 (家族を含めた総数 2, 703人)

うち樺太 1, 720人 ( " 2, 328人)

うち旧ソ連本土 224人 ( " 375人)

(注) 一時帰国者の中には、再一時帰国者1, 453人が含まれている。

# 第7 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



**研修施設での支援**

<p><b>中国帰国者定着促進センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎帰国後 6ヶ月</li> <li>◎入所施設</li> <li>◎集団指導で             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教育</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者自立研修センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎定着後 8ヶ月</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導</li> <li>・生活指導</li> <li>・就職相談</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<p><b>中国帰国者支援・交流センター</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎永続的に利用可能</li> <li>◎通所施設</li> <li>◎事業内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に結びつくような日本語習得支援</li> <li>・生活相談や帰国者同士などの交流支援</li> <li>・各地のボランティアの活動情報の収集と提供</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>
--	---	--



**地域での支援**

- ◎地域における多様なネットワークを活用し、地域で安定して生活できる環境を構築する。
- ◎地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
  - ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
  - ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
  - ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
  - ・民間日本語学校利用時の受講料補助等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施

**生活支援**

<p><b>満額の老齢基礎年金等の支給</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。</li> <li>・追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。</li> </ul>
<p><b>補完する支援給付</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満額の老齢基礎年金相当額を、収入認定除外</li> <li>・厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外</li> <li>・住宅費、医療費等も個々の世帯に応じて支給</li> <li>・中国語等のできる支援・相談員の配置</li> </ul>

## 第8 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成23年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
中国帰国者定着促進センター	〒359-0042 所沢市並木6-4-2	昭59.2.1

### ○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

東京都中国帰国者自立研修センター	〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1 東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内	昭63.7.1
大阪府中国帰国者自立研修センター	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島3-10-19	昭63.6.1

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

名 称	場 所	開 設 年 月 日
北海道中国帰国者支援・交流センター	〒060-0002 札幌市中央区北2条西7-1 北海道社会福祉総合センター3階	平19.8.1
東北中国帰国者支援・交流センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	平19.8.1
中国帰国者支援・交流センター	〒110-0015 台東区東上野1-2-13 カーニブレイス新御徒町6階	平13.11.1
東海・北陸中国帰国者支援・交流センター	〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-19 日本棋院中部会館6階	平18.9.1
近畿中国帰国者支援・交流センター	〒530-0026 大阪市北区神山町11-12	平13.11.1
中国・四国中国帰国者支援・交流センター	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平18.9.1
九州中国帰国者支援・交流センター	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター内	平16.6.1

## 第9 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(平成23年2月1日現在)

### 1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪日人員	うち判明	判明率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	33	33.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	672	31.8

注：( )内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

### 2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	うち判明	判明率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成22年	0	0	0.0
計	88	12	13.6

## 第10 中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画

業務の流れ	実施時期	概 要	備考
1 事前協議 資料提出	4月8日(予定)	事前協議用資料の提出	
2 実地監査 候補地 選 定	4月中旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査候補地(19都道府県市程度)を選定</li> <li>・実地監査候補地との事前協議を実施し、監査対象実施機関の選定及び監査日程等の仮調整を行う</li> </ul> (事前協議は電話・メールによるが、必要に応じてヒアリングを実施)	
3 監査実施 計画通知 発 出	5月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度の実地及び書面監査実施計画の通報</li> <li>・書面監査資料の提出依頼(各ブロック毎に第2四半期から第4四半期の間に提出期限を設定)</li> </ul>	
4 実地監査 実施通知 発 出	実地監査実施の 約2ヶ月前	実地監査対象都道府県・指定都市本庁へ実地監査実施の通報	
5 書面監査 資料提出	第2四半期 ～ 第4四半期	書面監査対象都道府県及び指定都市は、各ブロック毎の提出期限までに書面監査用資料を提出	
6 実地監査 事前準備	実地監査実施 2週間前	実地監査対象都道府県及び指定都市は実地監査資料を提出	
7 実地監査 実 施	実地監査期間 (3日間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査対象都道府県・指定都市本庁並びに実施機関においてヒアリングを実施</li> <li>・実施機関についてはケース検討も実施</li> <li>・監査講評</li> </ul>	
8 監査結果 通 知 発 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査実施後 1ヶ月半以内</li> <li>・書面監査実施後 2ヶ月以内</li> </ul>	実地及び書面監査結果通知の発出	
9 是正改善 結果報告	監査結果通知後 2ヶ月以内	実地及び書面監査結果通知に対する是正改善結果報告書の提出	
10 監査結果 報 告 提 出	翌年度5月末	実地及び書面監査の結果について、所定の様式において厚生労働省へ報告	



## (参考) 都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要

### 1 実地監査について

#### (1) 監査事前打ち合わせ会

各支援給付実施機関から本庁へ提出された資料に基づきヒアリング等を行い、今年度に実地監査を行う実施機関の調整を行う。

#### (2) 監査対象実施機関の選定

①上記(1)の打ち合わせ会の結果を踏まえ、管内実施機関の動向、前年度実施した指導監査結果報告書等を参考に実地監査対象実施機関を選定する。

なお、実施機関の負担を考慮し、選定の際には同一年に会計検査院の実地検査対象実施機関等との重複は避けることが望ましい。(選定時に判明している場合)

②実地監査対象実施機関を選定し、監査計画(案)を作成の上、上司と協議するなどして決定する。

③決定後、実地監査対象実施機関へは、電話により監査日程等を連絡しておくこと資料要求等がスムーズに進む。

#### (3) 監査実施通知の発出

監査計画を基に監査実施通知を作成し、実地監査対象実施機関へは監査2ヶ月前までに実施機関へ通知する(資料提出期限は監査2週間前)。

書面監査対象実施機関へは、資料提出期限を決め、通知する。

#### (4) 事前準備

①ヒアリング資料の作成

②実地監査時に必要な資料

実施監査時に必要な資料を一覧にして、事前(概ね監査1週間前まで)に実施機関へ連絡し、実地監査がスムーズに進むよう努める。

③ケース検討予定表

事前に実施機関から中国残留邦人等の世帯種別ケース番号一覧表の資料を徴収し、ケース検討予定表を作成する。ケース数は10ケースを目途とし、10ケースに満たない場合は、すべてのケースについて検討を行うこと。

なお、初日に行うケース検討予定表のみを監査実施前日の午後に連絡する。

#### (5) 指導監査の実施

①「支援給付施行事務監査にかかる資料」に基づきヒアリングを実施

(必要な証拠書類はコピーを依頼する。)

②ケース検討票を作成し、ケース検討を実施

(ケース検討が複数日にわたる場合は、翌日のケース検討予定表のみを午後に連絡する。)

③ケース検討の確認

(文書指示、口頭指示等の整合性、未記載事項の確認を行い、訂正等があれば必ず

ケース担当者へ連絡する。ケース検討日が1日の場合は、当日の時間内に行う。）

④必要に応じて実地調査を実施

（実施機関と相談しながら訪問可能な世帯へ実地調査を行うかを検討する。）

⑤ケース検討票の集計

⑥集計後、講評原稿の作成

⑦実施機関講評前打合せ

（実施機関側との意見調整を行う。）

⑧実施機関講評

（是正改善内容は具体的に説明するよう努める。）

※必要に応じて実施機関側と意見交換会を行う。

<各実施機関で整理しておく必要がある帳簿類>

- ・ 面接受付簿
- ・ 面接相談記録簿
- ・ 支援給付申請受理簿
- ・ 課税調査結果の処理に関する記録
- ・ 返還金、徴収金に関する収入整理簿、債権管理簿
- ・ 医療券交付処理簿
- ・ 通院台帳、頻回受診者指導台帳
- ・ 移送費管理記録簿
- ・ 介護券交付処理簿
- ・ 介護給付費公費受給者別一覧表 等

(6) 監査結果報告書、復命会

監査結果報告書（復命書）を作成し、復命会を開催する。

（復命会は、監査実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする場であると同時に、各監査担当者が共通認識を形成し、実質的な監査基準の統一化、資質向上の場として機能を持っていることに留意のこと。）

また、復命会では評価事例、先進事例も紹介し、他の実施機関にも監査等を通じて紹介できるようにする。

(7) 監査結果通知

復命会終了後、速やかに実施機関へ通知する（監査日より1ヶ月半以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

(8) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

(9) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 2 書面監査について

### (1) 監査実施通知の発出

実地監査を行わないこととなった実施機関に対し、書面監査の監査実施通知を発出し、監査資料の提出期限を知らせる。

### (2) 指導監査の実施

実施機関より提出された監査資料の内容確認、必要に応じて電話等での聞き取りや書面による講評を行う。

### (3) 監査結果報告書の作成

監査結果報告書を作成し、実施機関に対する指導指示事項について、組織決定をする。

### (4) 監査結果通知

監査結果報告書作成後、速やかに実施機関へ通知する（提出期限より2ヶ月以内が目安）。

なお、是正改善事項がある場合は、結果通知発出後、2ヶ月以内を目安に報告書を提出させる。

### (5) 是正改善結果報告

監査結果通知にて、是正改善事項があった場合は、改善状況を審査し、改善状況が不十分と思われる場合は、報告書の再提出等を指導すること。

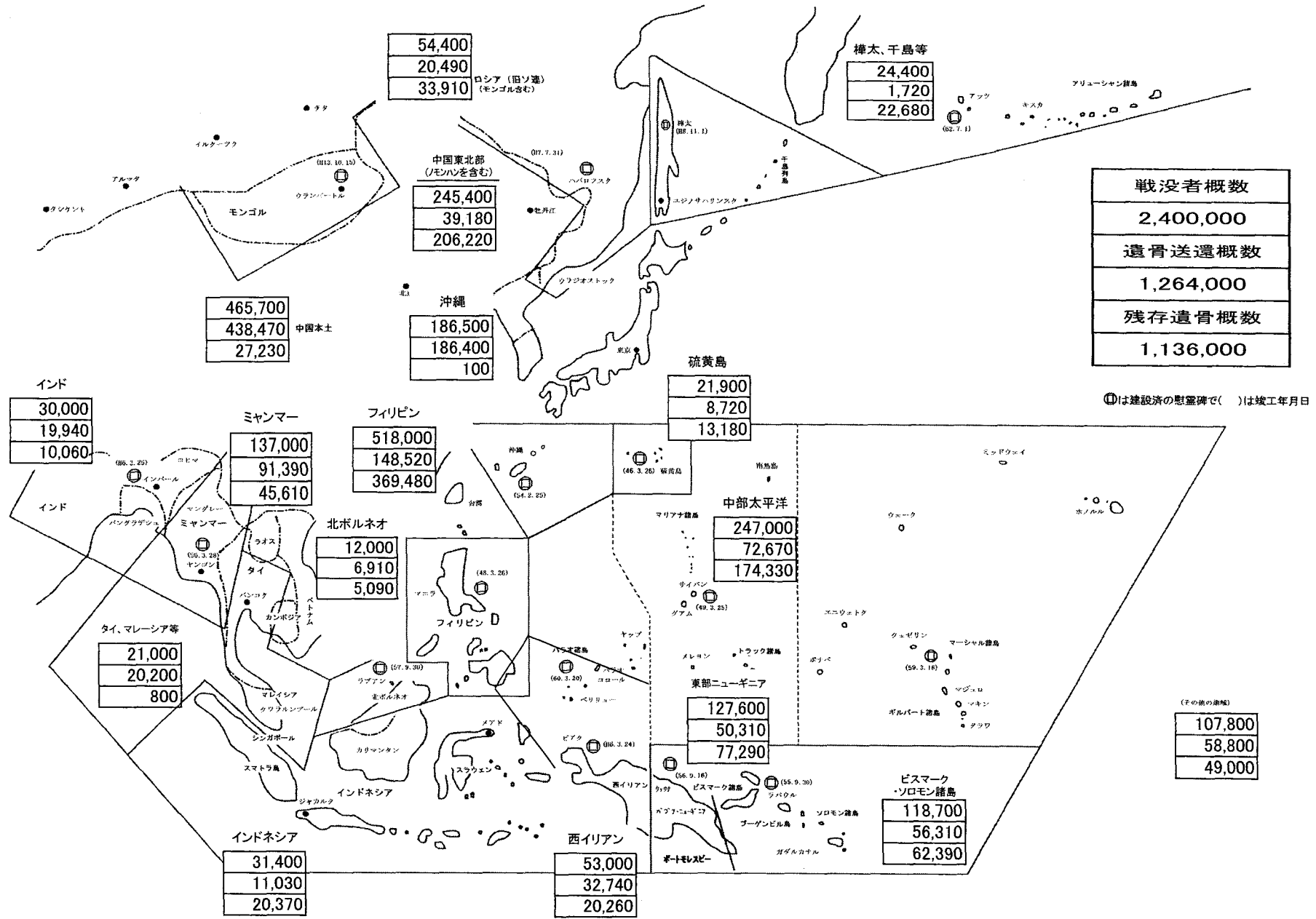
### (6) 指導台帳の整理

当該年度に実施した監査結果を整理する。

## 3 監査結果報告の提出

実地及び書面監査の結果について、翌年度5月末までに、所定の様式において厚生労働省へ報告を行う。

第11 地域別戦没者概見図(平成23年1月31日現在)



第12 平成22年度戦没者遺骨帰還、慰霊巡拝等実施状況

平成23年1月31日現在

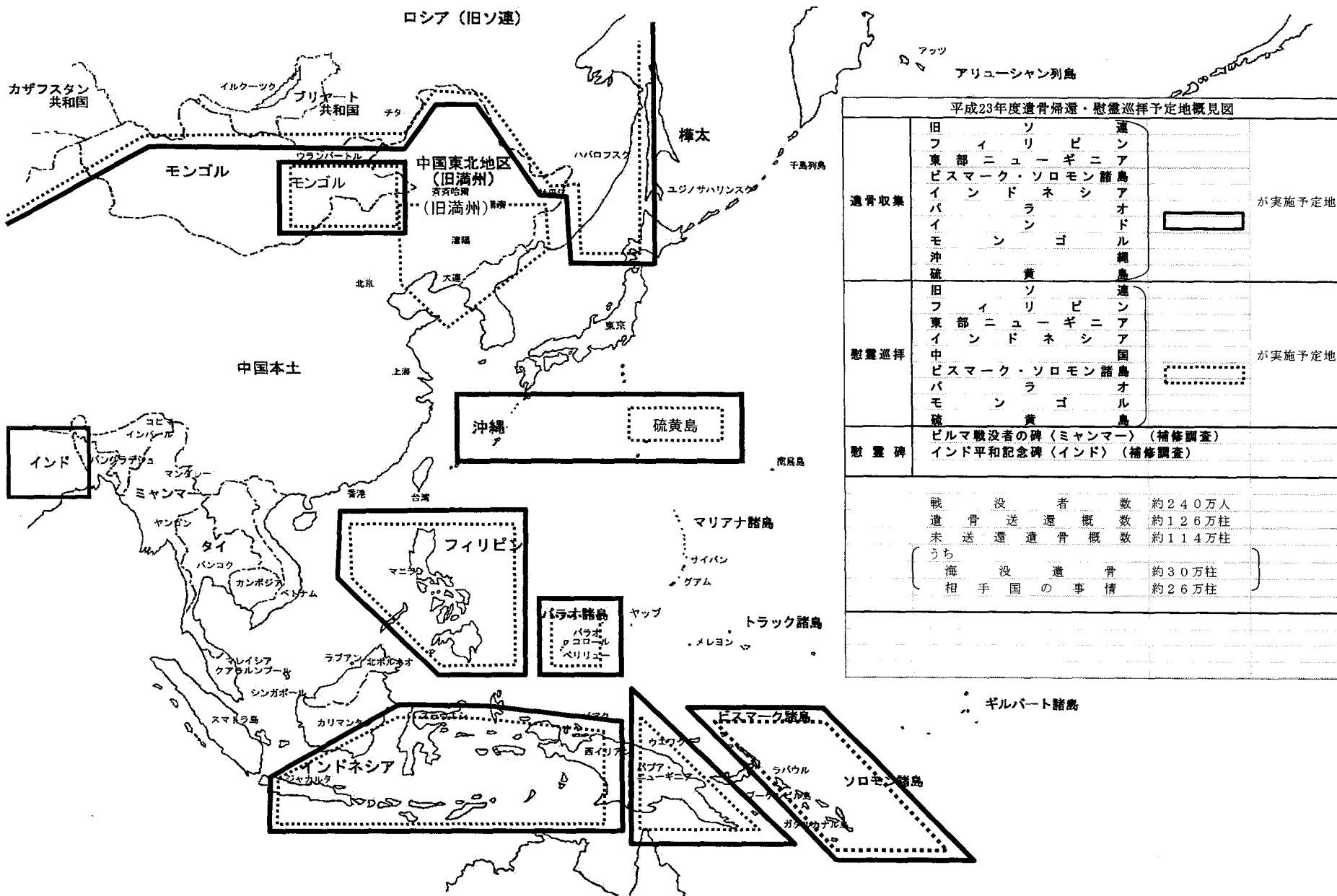
1 遺骨帰還等

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			遺骨送還 数(柱)	備 考
		政府職員等	民間協力者	計		
【旧ソ連地域】						
沿海地方	H22.6.6～6.17	4	8	12	124	
	H22.8.29～9.16					
ザバイカル地方	H22.7.23～8.6	4	10	14	40	
ハバロフスク地方	H22.7.23～8.6	4	8	12	55	
	H22.8.12～8.30	2				
小 計		14	26	38	219	
【南方地域等】						
PNGボマナ・アラウィー湾	H22.5.19～6.2	2	0	2	2	
フィリピン	H22.6.20～7.9	9	0	9	6,289	
	H22.8.18～8.25					
	H22.9.20～9.28					
硫黄島	H22.6.30～7.16	12	89	101	(341)	※未送還
	H22.10.6～10.22					
	H22.12.1～12.17					
サハリン州(樺太)	H22.7.24～7.29	3	0	3	4	
アメリカ東海岸	H22.8.25～9.1	2	0	2	3	
グアム	H22.8.29～9.3	2	0	2	8	
モンゴル(ノモンハン)	H22.8.22～9.6	2	5	7	14	
キリバス	H22.10.12～10.21	3	0	3	5	
パラオ	H22.11.8～11.12	2	0	2	11	
東部ニューギニア	H22.11.10～11.25	4	7	11	214	
小 計		41	101	142	6,550	
合 計		55	127	180	6,769	

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派 遣 人 員 (人)			ほか、弾力的 運用による参 加者	備 考
		政府職員等	遺 族	計		
【旧ソ連地域】						
イルクーツク州	H22.8.21～9.2	2	13	15		
ザバイカル地方	H22.8.29～9.10	2	21	23	2	
ハバロフスク地方	H22.9.5～9.17	2	14	16	2	
アムール州	H22.9.5～9.17	2	14	16		
小 計		8	62	70		
【南方地域等】						
中国東北地区	H22.9.1～9.11	1	12	13	2	
インドネシア	H22.10.22～10.30	3	20	23	1	
硫黄島	H22.11.9～11.10	7	47	54		介助者1名
東部ニューギニア	H22.11.13～11.20	4	33	37	5	介助者1名
ミャンマー	H22.1.21～1.29	4	25	29	3	
マリアナ諸島	H22.1.22～1.29	2	29	31	3	
トラック諸島	H22.1.22～1.29	2	7	9	1	
小 計		23	173	196		
合 計		31	235	266		

第13 平成23年度遺骨帰還・慰霊巡拝等予定地域概見図



# 第14 都道府県別DNA鑑定結果

平成23年1月末日現在

県コード	都道府県名	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	84	39	39	6	
2	青森県	38	22	12	4	
3	岩手県	51	21	27	3	
4	宮城県	20	11	8	1	
5	秋田県	22	7	13	2	
6	山形県	35	12	23	0	
7	福島県	31	14	14	3	
8	茨城県	32	13	17	2	
9	栃木県	19	12	6	1	
10	群馬県	20	13	7	0	
11	埼玉県	78	40	36	2	
12	千葉県	78	35	36	7	
13	東京都	111	49	57	5	
14	神奈川県	75	25	46	4	
15	新潟県	34	12	19	3	
16	富山県	19	9	6	4	
17	石川県	12	7	4	1	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	10	4	0	
20	長野県	39	19	17	3	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	48	31	14	3	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	59	37	20	2	
28	兵庫県	50	26	21	3	
29	奈良県	16	13	2	1	
30	和歌山県	19	14	4	1	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	25	13	6	6	
33	岡山県	34	17	16	1	
34	広島県	101	49	38	14	
35	山口県	31	23	8	0	
36	徳島県	9	4	4	1	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	22	12	9	1	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	34	21	2	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	21	12	7	2	
44	大分県	19	4	13	2	
45	宮崎県	21	15	4	2	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	12	3	5	4	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,596	795	691	110	

注：上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。（判明数も遺骨の伝達件数ではない。）  
申請数は平成11～21年度帰還分に対して申請のあった件数である。

## 第15 戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成23年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
1	北海道	8	6	4	4	2	24
2	青森	9	1	2	1		13
3	岩手	8	6	3	1		18
4	宮城	4	1	1	3		9
5	秋田	2	1	2	1	1	7
6	山形	4	3	2	1		10
7	福島	6	1	1	1		9
8	茨城	2	4	2	1		9
9	栃木	3		1	2		6
10	群馬	3	4	4			11
11	埼玉	10	4	8	4	1	27
12	千葉	12	11	4	3		30
13	東京	11	15	11	6		43
14	神奈川	9	5	6	2		22
15	新潟	1		3	5		9
16	富山	1	2	1	3		7
17	石川	1	1	2	1	1	6
18	福井	1		3			4
19	山梨	5	2	1	1		9
20	長野	3	3	10	1		17
21	岐阜	1	3	2	2		8
22	静岡	6	5	10	4	1	26
23	愛知	4	8	1	5	2	20
24	三重	4	4	2			10
25	滋賀	3	1	1			5
26	京都	3		2	2	1	8
27	大阪	8	7	8	4	1	28
28	兵庫	8	4	3	2		17
29	奈良	6	2		2		10
30	和歌山	4	3	1	1	1	10
31	鳥取	1	1				2
32	島根	3	4	1	1	1	10
33	岡山	5		5	1		11
34	広島	7	17	14	3	4	45
35	山口	8	2	7			17
36	徳島	1	1			1	3
37	香川				1		1
38	愛媛	3		3	3	1	10
39	高知	4	1	3			8
40	福岡	10	8	4	2	2	26
41	佐賀	1	1	1			3
42	長崎		2	1	2		5
43	熊本	1	1	7			9
44	大分	1		2	2		5
45	宮崎		5	2	5	1	13
46	鹿児島	3	4	7	1	1	16
47	沖縄			1	2		3
99	日本国外				1		1
計		198	154	159	87	22	620

注：上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。



## 第16 平成23年度における援護年金の額の改定

### I 障害年金の額（平成22年度と同額）

#### 1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

#### 2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成23年4月からの額
特別項症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	現行どおり
第2款症	妻	193,200円	
第5款症			

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

#### 3 特別加給

障害の程度	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

### II 障害一時金の額（平成22年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

### III 遺族年金・遺族給与金の額（平成22年度と同額）

#### 1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金	1,573,500		56,400	
平病死遺族年金・給与金			-	
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下	557,600		-	
・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下			456,400	
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡	456,400	-		
・勤務関連傷病併発死亡	335,000	-		

#### 2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成23年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第17 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)恩給等失権者リストに基づく  
請求受付状況

平成23年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計A	件数 (援護(国債)システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	651	66%
青森	462	73	1	536	388	72%
岩手	658	86	2	746	515	69%
宮城	750	138		888	581	65%
秋田	476	79	3	558	438	78%
山形	491	73		564	372	66%
福島	752	89		841	603	72%
茨城	992	139		1,131	828	73%
栃木	581	57		638	403	63%
群馬	513	68	1	582	399	69%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,152	65%
千葉	1751	225	5	1,981	1,396	70%
東京	2283	353	2	2,638	1,682	64%
神奈川	1828	283		2,111	1,392	66%
新潟	1059	156		1,215	846	70%
富山	584	66		650	458	70%
石川	515	101	1	617	464	75%
福井	519	61	1	581	396	68%
山梨	344	26		370	244	66%
長野	798	94		892	565	63%
岐阜	870	105	2	977	725	74%
静岡	1393	251	2	1,646	1,189	72%
愛知	2209	321	30	2,560	1,841	72%
三重	1046	135	4	1,185	907	77%
滋賀	604	65	1	670	469	70%
京都	1073	153	4	1,230	844	69%
大阪	2494	429	12	2,935	2,010	68%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,506	69%
奈良	657	60	2	719	507	71%
和歌山	711	113	1	825	621	75%
鳥取	393	44		437	297	68%
島根	647	85	1	733	496	68%
岡山	983	182	2	1,167	871	75%
広島	1487	552	24	2,063	1,437	70%
山口	877	173	13	1,063	711	67%
徳島	586	74		660	448	68%
香川	699	87	1	787	578	73%
愛媛	822	143	3	968	690	71%
高知	696	99	1	796	500	63%
福岡	1941	270	7	2,218	1,470	66%
佐賀	507	64		571	379	66%
長崎	660	229	1	890	619	70%
熊本	1145	143	4	1,292	863	67%
大分	659	105	3	767	530	69%
宮崎	782	122	1	905	590	65%
鹿児島	1153	216		1,369	877	64%
沖縄	1128	1,353	1	2,482	1,594	64%
総計	45,855	8,378	141	54,374	37,342	69%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の462件は対象外として除いた。

第18 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成23年1月末現在

都道府県等	受付件数 A	他県への 送付件数 B	請求書裁定 件数 C	処理済件数 D=(B+C)	未処理件数 A-D
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	2	0	2	2	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	1	0
6 山形	0	0	0	0	0
7 福島	2	0	2	2	0
8 茨城	1	0	1	1	0
9 栃木	1	1	0	1	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	1	1	0
12 千葉	1	1	0	1	0
13 東京	2	2	0	2	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	1	1	0
16 富山	1	0	1	1	0
17 石川	1	0	1	1	0
18 福井	2	0	2	2	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	3	0	3	3	0
21 岐阜	1	0	1	1	0
22 静岡	1	0	1	1	0
23 愛知	2	1	1	2	0
24 三重	2	0	2	2	0
25 滋賀	2	1	1	2	0
26 京都	4	2	2	4	0
27 大阪	1	1	0	1	0
28 兵庫	5	2	3	5	0
29 奈良	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	0	1	1	0
31 鳥取	1	1	0	1	0
32 島根	7	1	6	7	0
33 岡山	3	0	3	3	0
34 広島	10	0	10	10	0
35 山口	4	1	3	4	0
36 徳島	1	0	1	1	0
37 香川	1	0	1	1	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	2	2	0
40 福岡	2	1	1	2	0
41 佐賀	3	1	2	3	0
42 長崎	3	1	2	3	0
43 熊本	7	1	6	7	0
44 大分	2	0	2	2	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	1	0
47 沖縄	18	0	18	18	0
合計	103	19	84	103(※)	0

(※)処理済みの件数には、却下された3件を含む。

## 第19 都道府県別援護年金受給者数

平成22年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	29	165	48	242
青森	5	121	19	145
岩手	19	161	21	201
宮城	22	219	37	278
秋田	3	85	9	97
山形	10	93	19	122
福島	22	132	38	192
茨城	17	131	42	190
栃木	13	87	19	119
群馬	10	98	14	122
埼玉	29	197	54	280
千葉	23	256	54	333
東京	84	396	112	592
神奈川	38	306	74	418
新潟	20	222	37	279
富山	10	78	8	96
石川	16	159	26	201
福井	12	112	16	140
山梨	7	41	19	67
長野	25	162	31	218
岐阜	16	178	39	233
静岡	41	295	63	399
愛知	69	360	159	588
三重	28	230	44	302
滋賀	9	110	20	139
京都	21	182	52	255
大阪	48	427	85	560
兵庫	45	384	71	500
奈良	8	115	29	152
和歌山	19	141	29	189
鳥取	7	93	18	118
島根	17	141	27	185
岡山	47	279	54	380
広島	204	438	287	929
山口	54	239	71	364
徳島	13	132	22	167
香川	19	151	23	193
愛媛	29	196	40	265
高知	25	233	21	279
福岡	47	363	90	500
佐賀	10	107	33	150
長崎	64	218	145	427
熊本	42	212	57	311
大分	22	160	30	212
宮崎	19	193	55	267
鹿児島	63	409	82	554
沖縄	517	491	1,544	2,552
外国居住	13	9	17	39
合計	1,930	9,707	3,904	15,541

## 第20 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

### (1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成23年1月末現在

区分	平成20年度 迄累計	平成21年度	平成22年度 (平23.1末)	計
1. 加算改定	816,227	15	8	816,250
2. 一時恩給	696,019	349	191	696,559
3. 普通恩給	1,126,263	82	37	1,126,382
4. その他	3,157,301	153	115	3,157,569
計	5,795,810	599	351	5,796,760

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給（一時扶助料を含む）を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給（普通扶助料を含む）を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。

## (2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成23年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	20年度	21年度	22年度 (H23.1末)	20年度	21年度	22年度 (H23.1末)
	1 北海道	39	19	9	18	13
2 青森	6	4	3	2		4
3 岩手	9	4	3	2	1	1
4 宮城	11	7	8	8	3	4
5 秋田	3	5	5	4	2	2
6 山形	17	6	2	2	3	
7 福島	21	12	2	5	7	
8 茨城	12	7	2	3	2	3
9 栃木	2		4	3	2	1
10 群馬	9	6	3	3	1	2
11 埼玉	22	7	7		5	1
12 千葉	32	17	4	7	4	3
13 東京	74	46	27	24	15	8
14 神奈川	12	3	8	5	1	1
15 新潟	15	14	27	4	5	2
16 富山	11	5		3		1
17 石川	8	6		1	1	
18 福井	4	6	2	11	2	
19 山梨	14	7	9	5	5	
20 長野	14	5	2	11	7	4
21 岐阜	7	2		2	7	4
22 静岡	18	10	8	10	3	6
23 愛知	41	13	5	6	7	9
24 三重	13	3	1	4	1	2
25 滋賀	4	1	1	2	2	1
26 京都	5	3	5	1	3	1
27 大阪	18	19	9	12	7	6
28 兵庫	43	24	16	15	8	10
29 奈良	11	2	2	1		
30 和歌山	8	2	4	3	4	2
31 鳥取	4		1	3		
32 島根	3	1		3		
33 岡山	3	2	2	6	2	1
34 広島	24	6	5	5	2	1
35 山口	9	6	3	1	3	
36 徳島	6	3		1		
37 香川	4	3	3	5	5	2
38 愛媛	8	5	5	4	2	3
39 高知	11	9	3	3	2	1
40 福岡	34	12	4	10	10	2
41 佐賀	10	2	1	1		
42 長崎	12	1	3	1	4	1
43 熊本	13	10	6	7	3	1
44 大分	5	5	3	5	2	1
45 宮崎	2	2		2	3	
46 鹿児島	29	18	8	8		2
47 沖縄	3	2		1		1
合計	683	352	225	243	159	101
備考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

## 第21 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成23年1月末現在）

（単位：人）

身分 地域		軍人軍属		一般邦人	合計
		陸軍	海軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	2		* 7	9
	樺太			* 39	39
中国		11		* 266	277
北朝鮮				43	43
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	マリアナ諸島			1	1
	韓国			5	5
合計		14	0	361	375

（注）\*印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成23年1月末現在）

（単位：人）

地域	資料年次	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成14年の間に 最終生存資料の ある者	平成15年以降 に最終生存資料 のある者	合計
	旧ソ連		8	40	
中国		210	63	4	277
北朝鮮		4	36	3	43
その他 (南方等)		7	0	0	7
合計		229	139	7	375

## 第22 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数

平成23年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	64
青森県	22
岩手県	31
宮城県	20
秋田県	26
山形県	44
福島県	44
茨城県	42
栃木県	31
群馬県	34
埼玉県	36
千葉県	53
東京都	101
神奈川県	52
新潟県	48
富山県	27
石川県	11
福井県	12
山梨県	17
長野県	41
岐阜県	32
静岡県	46
愛知県	57
三重県	24
滋賀県	13
京都府	18
大阪府	54
兵庫県	40
奈良県	15
和歌山県	28
鳥取県	12
島根県	16
岡山県	25
広島県	61
山口県	58
徳島県	24
香川県	30
愛媛県	41
高知県	21
福岡県	54
佐賀県	28
長崎県	22
熊本県	46
大分県	28
宮崎県	19
鹿児島県	30
沖縄県	5
合計	1,603